

農薬の効率的な評価について

- 農薬は、1. 申請の種類等及び2. 毒性の種類（作用）によって、以下のように分類される。1. と2. との組み合わせによって、農薬を分類し、（それに応じた準備作業を事務局が行い）効率的な評価に資する。

1. 申請の種類等による分類

(1) 新規登録申請

- ア 毒性試験など試験成績の実施年が新しい。
- イ 詳細なデータ（農薬抄録、報告書）がある。
- ウ 申請者が存在するため、考察などの追加要求が可能

(2) 適用拡大等申請（いわゆる2版、3版もの）

- ア ほとんどの場合、追加の試験成績は適用拡大作物（畜産物）の残留試験成績のみ
- イ 代謝物などの毒性試験成績が提出されることもある。
- ウ 申請者が存在するため、考察などの追加要求が可能

(3) 暫定基準値が設定され、食品安全委員会は未評価（農薬抄録等あり評価書評価）

- ア 国内登録があるため、詳細なデータがある。
- イ 海外評価機関の評価書がある。
- ウ 申請者が存在するため、考察などの追加要求が可能

(4) インポートトレランス申請（輸入品に基準値を設定するための申請、国内登録なし）

- ア (1)の新規登録申請と同様、詳細なデータがある。
- イ 申請者が存在するため、考察などの追加要求が可能

(5) 「評価書評価」（国内登録なし）

- ア 申請者が存在しないため、考察などの追加要求ができない。
- イ 海外の評価機関の評価書のみで、詳細なデータが入手できない。

2 毒性の種類（作用）による分類

- (1) 神経毒性の疑いがある
- (2) 発がん性の疑いがある
- (3) 生殖発生毒性の疑いがある
- (4) 遺伝毒性の疑いがある
- (5) メカニズムが不明などその他

評価方針

1 適用拡大申請及び評価書評価以外

毒性の種類(2の(1)～(5)によって)がわかりやすいように論点整理ペーパーを作成

2 適用拡大申請

作物残留試験成績の提出のみの場合：食品安全委員会で評価

それ以外の試験成績の提出がある場合：農薬専門調査会幹事会で評価

3 「評価書評価」